

クロムウェルとイギリス重商主義

濱 林 正 夫

「清教徒やユグノーもまたかかる商事會社、金融業者、兩替商、英國國教會及び英佛の國王・議會から庇護される獨占商人、大投機業者、銀行家に對して激烈な闘争を企てたのである。……」——他面においてクロムウェルが明白に『資本主義的』氣質をもつていたことは瞭かである。」

マックス・ウェーバー

一

一六五一年の航海條令 (the Navigation Act) の制定者としてオリヴァー・クロムウェル (Oliver Cromwell, 1599—1658) はイギリス重商主義史上、フランスにおけるコルベールに比すべき地位を與えられているが、この通俗的な見解は史家の間では現在むしろ否定されているようである。クロムウェルはマーカントイリストであつたか——この問題にかんする一つの研究史的な素描をこころみることによつて、イギリス市民革命およびイギリス重商主義にかんする若干の問題を指摘することが本稿の目的である。

クロムウェルほど多様な評價を與えられている人物は史上稀であろう。ある場合には王位篡奪者、偽善者、叛逆者

クロムウェルとイギリス重商主義

とよばれ、ある場合にはビュリタニズムの英雄、人類の王とよばれ、ある場合には政治的オポチュニストとよばれる。もちろんこのような評價の多様さは史家の立場の差異から生れているものであるが、クロムウエルの解釋の歴史をつづることはイギリス市民革命研究史を辿ることにもなるであろう。本稿では問題を航海條令とそれに附隨する對外關係——とくにオランダ、スペイン、フランスとの關係——を中心として限定してみたい。

クロムウエルに對する攻撃と賞讃との論戰は、クロムウエル存命中から、論者それぞれの政治的立場を適確に反映してはげしく戦わされたのであるが、一六六〇年チャールズ二世の復位以後は當然クロムウエルは叛逆者の汚名をことうむることとなつた。王政復古後の、クロムウエルおよび革命に對する評價の代表的なものは、E・ハイド(Edward Hyde, Earl of Clarendon)の「イングランドにおける叛亂と内亂の歴史の真相」⁽¹⁾であるが、經濟問題、とくに對外政策との關聯においてクロムウエルを非難しているものとしては、R・コーク(Roger Coke)の「通商論」、⁽²⁾「過去四代および空位期におけるイングランドの宮廷および國情の實際」、およびS・ベスル(Slingsby Bethel)の「オリヴァー・クロムウエルにおける世界的失敗」をあげなければならない。私はこれらをいすれも手にいれることができないのであるが、前者は王黨派、後者は共和主義と、全く正反對の立場にたちながら、そのクロムウエル攻撃においては完全に一致し、クロムウエルがイギリス經濟の發展を阻害した點を強調しているようである。

- 1 "A True Historical Narration of the Rebellion and Civil Wars in England." (Oxford, 1702—1704) 著者はW.D. Macray (ed.): Clarendon's History of the Great Rebellion, 6 vols. (1888) として現在入手する、とがべき。
- 2 R. Coke: A Discourse of Trade in two Parts. The first part treats of the reason of the Strength, Wealth, and Trade of England. The latter of the Growth and Increase of the Dutch Trade above the English. (1670) ditto: A Detection of the Court and State of England during the four last Reigns and the Interregnum, 2 vols. (1694) S. Bethel: The World's Mistake in Oliver Cromwell (1668)

たとえばヨークはいつている。「しかしこの國は他國以上の平和と富と豊かさを享有するのに満足せず、内亂によるあらゆる
惨害と災害をみずからもたらし、王權の行使は約二十年間全く停止された。その間、一六四八年にオランダはスペインと講和を
結び、オリヴァーは一六五四年にスペインと戦いはじめた。(これは彼の政策における許すべからざる愚行であり、この戦争
による國民の損失はふたたび補うべくもない)。かくてスペイン貿易にかんするイギリスとオランダの状態は逆轉し、この状態が
約七年つづいて、オランダは完全に通商の支配者となり、イギリスが昔のようにそれを享有する希望はほとんど残されなくなつ
た」。(cit. W. Cunningham: The Growth of English Industry and Commerce in Modern Times, 6th ed. 1921. p. 188) なおク
ロムウェルにかんする文獻については Dictionary of National Biography 中の C. H. Firth によるクロムウェルの項の末尾、お
よび W. C. Abbott: A Bibliography of Oliver Cromwell (1929) を参照。

クロムウェルに對するこのような非難は十八世紀を通じてみられるところであり、たとえば D・ヒューム (David
Hume) の「英國史」においては、クロムウェルの個人的才能は高く評價されてはいるが、やはり「偽瞞と暴力」に
よるその獨裁制が非難され、外交政策にかんしては、勃興しつつあるフランスと和して没落しゆくスペインと戦つた
ことの愚行を責めて、「彼の外交政策はきわめて大膽であつたけれども國家的利益には有害であつたし、冷靜な豫見
と熟慮の結果であるよりも、むしろはげしい怒りと偏狹な偏見の結果であつたように思われる」とのべられている。⁽¹⁾

1 D. Hume: The History of England, 6 vols. 1754—1761. (1848 ed.) vol. V, p. 392.

クロムウェルをこのような悪罵と中傷のなかから救いあげたのは、周知のように十九世紀初頭におけるイギリスの
ブルジョア・デモクラットたちであつたが、その代表的なものは T・カーライル (Thomas Carlyle) であろう。カー
ライルはその「英雄崇拜論」において、ヒロイズムの最高形態として「國王としての英雄」をとぎ、クロムウェルと
ナポレオンをその代表者としてかかげる。ついでカーライルはクロムウェルの書簡、演説集を編輯し、ピュリタニズ
ムの精華としてのクロムウェルの姿を彼自身の言辭をとおしてうかびあがらせようとした。⁽¹⁾ここではイギリス革命は

「叛亂」としてではなく、「神の意志」、「永遠の正義」のための戦いとして、「イギリス・ピュリタニズムの、この世における最後の輝き」として把えられ、「英雄」クロムウエルの偉業として讃えられる。「このオリヴァー・クロムウエルは……ピュリタン革命の魂であり、彼なくしてはこの革命は決して永久に記憶さるべき革命とはなりえず、世界史における一エポックを劃するものともなりえなかつたであろう」⁽³⁾。ここでイギリス市民革命を何よりも宗教的な「ピュリタン」革命として把え、その中心に英雄化されたクロムウエルをおくという、ブルジョア史学の傳統が確立されることとなる。このようなカーライルの史觀よりすれば、クロムウエルの強行した内戦も弾壓も侵略も、すべて神の榮光の名のもとに美化され、その對外政策はプロテスタントの擁護という神聖な目的に奉仕するためのもとのされる。それ故にカーライルは、カソリシズムの牙城スペインに對するクロムウエルの戦争のみを強調し、プロテスタント・オランダとの戦争や、カソリック・フランスとの友好條約などについては多くを語らないのである。

1 Thomas Carlyle: *On Heroes, Hero-Worship and the Heroic in History*, (1841). ditto: *Oliver Cromwell's Letters and*

Speeches. (1845). この書簡演説集にはいろいろの版があるが、私を使用したのは一八四九年の第三版を基にした一八七三年版

のカーライル全集中の五巻本である。

2 *ibid.* vol. 1, p. 69.

3 *ibid.* vol. 1, p. 11.

4 たとえばクロムウエルのスコットランド侵略にかんしてカーライルはこう書いている。「スコットランド人にはほとんど考えられないことであつたが、オリヴァーはアイルランドの友であつたと同様になまたスコットランドの友でもあつた。もしクロムウエルがそこにゆかなかつたら、……スコットランドのピュリタニズムはどうなつたであらう。」(*ibid.* vol. III, p. 75)。アイルランド侵略にかんするカーライルの解釋については *ibid.* vol. II, pp. 258—260 参照。

このようなカーライルの觀點はまたマコーリー (Macaulay) にもみられるのであるが、この點點をうけつぎながら

これをクロムウエルの對外政策にかんして詳細に展開したのはJ・R・シーリー (John Robert Seeley) であつた。彼は彼とほぼ同じところにイギリス革命にかんする老大な著述を發表して革命史研究に一エポックを劃したS・R・ガーディナー (Samuel Rawson Gardiner) とともに、革命の原因を何よりもまず宗教に求め、クロムウエルの宗教的性格を強調する。シーリーにおいては「最近の歴史家、とくにS・R・ガーディナー氏が教えているように、大叛亂の原動力となつたものは政治であるよりもむしろ宗教であつた」のであり、「クロムウエルの心は宗教的な考え方でみちており……、クロムウエルは彼のいわゆる福音のチャムピオンとみずからみなしていた」とされる。しかしカーライルよりも歴史家としての良心に忠實であつたシーラーは、オランダ戦争やフランスとの同盟を無視してスペイン戦争のみを過大に強調する過ちをさけ、同じ史觀にたちながらもこれらの事實に何らかの説明を與えようとするのである。

1 J. R. Seeley : The Growth of British Policy, 2 vols. (1st ed. 1895, 2nd ed. 1897, rep. 1911) vol. II, p. 45.

2 Ibid. vol. II, p. 48.

まずオランダ戦争にかんしては、シーリーはその原因を、革命によつてイギリスにおける實質上の支配者となつた軍隊——とくに海軍——の發展政策と、一六五一年の航海條令を契機とするイギリスとオランダとの商業戰の激化とに求める。シーリーが航海條令に對して高い評價を與えていることには問題があるが、それはともかくとして、ここで重要な點は、クロムウエルがこのような海軍力の強化にも航海條令の制定にも關與しなかつたとされていることである。共和制時代におけるイギリス海軍力の強化は、海軍委員会や通商委員会の委員長であつたH・ヴェーン (Henry Vane) と海軍總督R・ブレーク (Robert Blake) の功績に歸せられるべきであつて、クロムウエルによるものではない。航海條令とそれにとりなうオランダ戦争にもまたクロムウエルの積極的な支持を見出すことはできない。かくて

シーリーはいう。「クロムウェルを除いては共和制時代は好戰的であり野心的であつた。……航海條令もイギリスの新しい商業的帝國主義政策の開始をしめすものであつたけれども、そこにもクロムウェルの個人的な影響をたどることはできない。オランダ戦争の原因となつた政策とオランダ戦争自體とは、クロムウェルの影響の強化と時期的には一致しているが、しかし決して彼の影響にもとづくものではない。クロムウェルが政權を握つた時、彼はオランダ戦争をひきついたのであるが、この戦争に對して彼は責任はなく、出来るだけ早く戦争を終結させようとしたのである」⁽³⁾。このようにシーリーは航海條令とオランダ戦争の推進者をクロムウェル以外に求めることによつて、クロムウェル對外政策の宗教性——この場合にはプロテスタント・オランダとの親交政策——を主張しつづける。しかしそれならば誰が航海條令やオランダ戦争の主張者であつたかという問題は、シーリーにおいては明らかにされていないといわなければならない。

1 J. R. Seeley : op. cit. vol. II, pp. 25 et seq.

2 たとえば、「約二百年間實質上有効であつたところの航海條令は、共和制時代 (The Commonwealth) の立法上の偉大なモメントであつた。それは國家の新しい自覺の最初の表明であり、イギリス商業帝國の基礎をおいたものである」(Ibid. vol. II, p. 25)

3 Ibid. vol. II, p. 31.

クロムウェルの對外政策のビュリタニズム的解釋の第二の問題點は、フランスとの友好條約である。この點にかんしてシーリーはまず、クロムウェルにとつてはスペインとフランスとのいずれと結び、いずれと戦うかは原理的に決定しえず、一六五五年六月スペイン領西印度攻撃を決意するまで躊躇しつづけたことを指摘する。⁽¹⁾さらにシーリーはクロムウェルをしてカソリック教國家間にも差別を認めさせたもう一つの原理、宗教的寛容の原理、を提出し、スペイ

ンは「カソリックであつただけでなく宗教的に不寛容でもあつたので、平和を維持することはできなかつた」とし、宗教糾問 (Inquisition) を行つていたスペインと、ナントの勅令をもつていたフランスとの差がクロムウェルをスペイン戦争とフランス同盟とへかりたてたと主張するのである。もつともシーリーもこのような宗教的原因とならんで、スペイン銀の掠奪という財政的考慮が働いていたことを認め、「銀輸送船隊を一つ捕えればクロムウェルは一年や二年は議會を無視しえたであらう。このような考えがおそらく、カソリズム (Popery) へのピュリタンの反感や、宗教的不寛容への獨立派 (Independent) 的な反感と、彼の心の中でいれまじつていたのであらう」といつているが、しかし基本的にはクロムウェルの宗教的性格を偽善的とみるのは誤りであつて、「通商上の考慮はせいぜいのところ彼の心の中では二次的であり 深謀遠慮は彼の性格には縁遠いものであつた」とみるのがシーリーのクロムウェル観なのである。この観點は次の言葉に要約されているといえよう。「……クロムウェルの偉大な國際的な仕事は、彼がイギリスをヨーロッパのプロテスタントの側へ決定的においたという點にある。一言にしていえば、彼はプロテスタント・ネザールランドとの戦争を終結せしめ、プロテスタント・スウェーデンと同盟を結び、その後平和状態に満足しえずスペイン君主國と戦争にはいり、この戦争を遂行するために、カソリックではあるが國際的に一貫してプロテスタント諸國の利益に味方していたフランスと協定したのである」。

1 J. R. Seeley: op. cit. vol. II, pp. 69, 71, 73 etc.

2 *ibid.* vol. II, p. 49.

3 *ibid.* vol. II, p. 75.

4 *ibid.* vol. II, p. 75.

5 *ibid.* vol. II, p. 46.

このようにシーリーはカーライルのなクロムウェル解釋を展開しているのであるが、しかしこの場合注意しなければならぬ點は、彼らがクロムウェル解釋については一致していながらクロムウェル評價については全く相反していることである。カーライルにおいては、英雄クロムウェルは滅びゆくビュリタニズムの最後の輝きとして悲劇的に美化されているのであるが、シーリーはクロムウェルの業績があまりに斷片的であつて十分な評價はなしえないといながら、たとえその業績が完全に遂行されたとしても、「その結果が究極的にこの國にとつて幸福であつたかどうかはきわめて疑わしい」とし、イギリスはクロムウェルの目指したような軍事的な「榮光と覇權」の道を歩んだのではなく、「自由と富裕」の道を歩むようになったと結論している。いわばカーライルがクロムウェルの宗教的性格に自身の反モンの性格を投影せしめてノスタルジックな讚美を與えているのに對して、シーリーはクロムウェルの宗教的性格への讚辭を拒否し、イギリス帝國主義の「自由と富裕」の道を讚えるのである。このような評價の仕方においてはシーリーはカーライルよりもむしろR・ヨークに近いといえるであらう。

1 J. R. Seeley: op. cit. vol. II, p. 99.

二

カーライルとシーリーがクロムウェル解釋において一致しながら、それぞれの立場からするクロムウェル評價において相反しているのに對し、シーリーと同じ立場にありながらクロムウェル解釋にかんして相反しているのはG・L・ベアー (George Louis Beer) である。すでにカーライルとほぼ同じところに、K・マルクス (Karl Marx) 及びF・ヘンデルス (Friedrich Engels) とによつて、フランス革命との世界史對比におけるイギリス革命の把握が提起されたのであるが、クロムウェルにみられる宗教的言辭の眞實性を疑い新しいクロムウェル解釋を提出したのはL・ランケ

(Leopold von Ranke) であつた。ランケは、「クロムウェルは本當に神の正義を遂行していると信じていたのであろうか」と疑問をなげかけ、「冷靜な計算と慎重な暴力とが一貫して彼の情熱とまじりあつていた」とみる。⁽¹⁾ しかもランケはクロムウェルのそのような「計算と暴力」がたんに彼個人の權力慾のためのものであり、宗教的言辭はそれを隠すための「偽善」であつたというような中傷的解釋ではなく、むしろクロムウェルおよびクロムウェル政權の客觀的な役割を問題とし、フランス革命と比較しつつクロムウェル獨裁制の性格を社会革命の阻止という點に把えるのである。「フランスにおいては勝ちほこつた將軍が主權を握る前に社会革命がすでにほとんど完成されていたのに對し、イギリスにおいては逆にそこまで進む前に軍事力がはいりこんでいつた。それは革命運動が市民社会の基礎をほりくすす前にその前進を阻止したのである」。⁽²⁾ クロムウェルは政治制度の「偉大な破壊者」ではあつたがそれ以上にはすすもうとせず、むしろ「社会制度、私有財産、社会的權利、および下級僧侶のチャムピオン」であり、「その精神において彼は至上權を握つた」のである。⁽³⁾ このようにランケはクロムウェルが革命をブルジョア革命の段階に抑えた市民社会の擁護者であつたことを、さすがにするどく見ぬいてるのであるが、そのことと關聯してランケは更にクロムウェルにイギリス帝國主義の建設者を見出そうとする。ランケによれば、航海條令は海上への發展という使命に新しく目覺めたイギリスの自己主張のあらわれであり、「議會を通過したすべての法令のうちで、それはイギリスにとつても世界にとつても、もつとも重要な結果をもたらしたものであつた」⁽⁴⁾ とされ、航海條令、オランダ戦争、スペイン領西印度遠征とつづくクロムウェルの對外政策はイギリス帝國主義の傳統を形成するものであつたとされる。たしかにランケも、クロムウェルが當時の商人層から非常な反感と不滿をこうむつていたことを認めるのはあるが、それは同時代人によつては理解されないという英雄の宿命ともいうべきものであつて、クロムウェルの業績は後世において十分にアブリシエートされているのである。⁽⁵⁾ このようにランケにおいてはクロムウェルはビュリタニズム

の英雄から帝國主義の英雄へ轉化される。彼の宗教的性格の背後には資本家的性格がひそめられていたのである。

1 L. v. Ranke : A History of England, principally in the seventeenth century. (1859—57) (Eng. tr. 1875, 6 vols.) vol. III, p. 33.

2 *ibid.* vol. III, p. 115.

3 *ibid.* vol. III, p. 115.

4 *ibid.* vol. III, p. 68.

5 *ibid.* vol. III, p. 222.

G. L. ベーアはこのランケのクロムウェル觀を對外政策の面について詳細に展開し、シーリーに對する批判を提出したのであつた。ベーアによれば、イギリスの經濟的商業的發展は前期ステュアート王朝の時代には王朝の利害に禍され、むしろプライヴェートな形で商人階級によつて推進されていたのであるが、革命と共和制の成立によつてはじめてナショナルな形でとりあげられるにいたり、その最初のあらわれが航海條令とオランダ戦争とであつたとされる。オランダ戦争はイギリスとオランダとが海上の覇權を争つたかぎり「事物の本質上」不可避であつたのであり、クロムウェルは一六五四年この戦争を終結せしめたが、その講和にさいしてはイギリスの經濟的要求は十分に貫徹されたのである。⁽¹⁾ベーアも宗教的原因を認めないわけではないが、これをあくまで二次的とし、たとえばスペイン領西印度遠征にかんしては、「經濟的な動機が原因であり、宗教的動機は口實であつた」と主張している。⁽²⁾かくてベーアはいう。「クロムウェルは、このプロテスタント的政策の歸結がイギリスの物質的利益と衝突するにいたつた時はいつでもひき下つた。彼の理想（プロテスタント同盟——引用者）はアナクロニズムであり、エリザベス時代の遺物であつたけれども、現實政策においては彼はその時代に先んじ、クライヴ (Clive) や大ビット (Catham) やセシル・ローズ (Cecil Rhodes) の正當な先驅者であつた」。⁽³⁾

1 この点については問題がある。後述四五ページ参照。

2 G. L. Beer : Cromwell's Policy in its Economic Aspects. (Political Science Quarterly, vol. XVI, No. 4 1901—vol. XVII, No. 1, 1902) vol. XVI, p. 608. なきペーンには、このほかに The Origins of the British Colonial System, 1578—1660 (1908) などの著作があるが、いずれも参照しえなかつた。

3 *ibid.* vol. XVII, p. 46.

このような立場からみると、クロムウェルが何故没落してゆくスペインと戦い、將來の強敵フランスと結んだかが問題となるのであるが、ペーアによれば當時のイギリスの最大の敵はオランダなのであり、フランスとの友好條約も直接的にはスペインを目標としてはいたが、間接にはオランダとの對抗が考慮されていたとされる。クロムウェルの對外政策の基本線はこのオランダとの對抗に求められるべきであり、そこからイギリスの海上勢力が生みだされることとなる。もちろんクロムウェルの政權保持はきわめて短くその政策の成果は十分に評價しえないのであるが、しかし「クロムウェルの政策はシーリーが考えているほどはかないものではなかつた」とペーアは主張し、またクロムウェルの政策、とくにスペイン戦争、が商人層にきわめて不評であつたことは認められなければならないにしても、それは、「クロムウェルの計畫がその時代に先んじており、將來の發展を豫示するものであつた」⁽²⁾からにはかならない。かくてペーアはクロムウェルに「イギリス帝國主義の父」を見出し、その政策はプロテスタント同盟という誇大妄想的な夢ではなく、「イギリスの商業的植民的帝國の發展を促進することに捧げられたのである」⁽³⁾と結論している。

1 G. L. Beer : *op. cit.* vol. XVII, p. 67.

2 *ibid.* vol. XVII, p. 69.

3 *ibid.* vol. XVII, p. 70.

このようにクロムウェルにイギリス資本主義、帝國主義、成立史上の英雄的な地位を考るといふ通俗的な見解がこ
こでうちだされるわけであるが、クロムウェル個人の役割を過大視するという誤りを一應除外するとしても、この見
解ははたしてそのままにうけいれられてよいのであろうか。たとえばG・M・トレヴェリアン(George Macaulay
Trevelyan)は現在もなお素朴にベアの見解をいれ、「クロムウェルはイギリスの支配者のうち、意識的に帝國主
義者であつた最初の人である」というのであるが、⁽¹⁾しかしトレヴェリアン以外に現在このようなクロムウェル觀を見
出すことはできないのである。以下において私はランケッペア⁽¹⁾トレヴェリアンの「帝國主義者クロムウェル」
の像に加えられた、きびしい實證的批判の成果を展望しなければならない。

1 G. M. Trevelyan: History of England. (1926) p. 442. なお林健太郎譯 G・M・トレヴェリアン「英國社會史」(昭和二十
五年)三四九ページ参照。

三

ランケッペア説に對する實證的批判はW・カニングム(William Cunningham)にはじまり、現在にまでおよん
でいるのであるが、本稿に限定された問題にかんしては、それらの諸批判の要點は次のように整理することができる
であらう。

第一に航海條令については二つの點が問題となる。一つはクロムウェルと航海條令との關係であり、もう一つは航
海條令そのものの評價である。カニングムはシーリーと同様にクロムウェルが航海條令の制定に無關係であつたと主
張し、その根據として一六五一年九月クロムウェルがスコットランド侵略を終えて歸つてきた時、條令はすでに第二讀
会をすぎており、クロムウェルが制定委員会に参加したのは同年十月二日になつてから——制定は十月九日——であ

つたこと、R・ヨークなどの當時の人々の見解ではクロムウェルがこの條令に冷淡であるとみなされていたこと、をあげている。⁽¹⁾さらにM・P・アシュリー(M. P. Ashley)は、一六五六年三月、オランダがスペインに對抗してイギリスと同盟することを條件として、クロムウェルが航海條令の廢棄を提案したことを指摘して、⁽²⁾クロムウェルが航海條令に反對したことの傍證としてゐる。この見解はJ・W・ホロックス(J. W. Horrocks)、『M・フレストウヰチ(Menna Prestwich)』などによつても支持されてゐるが、⁽³⁾もしJ・A・ウィリアムソン(J. A. Williamson)のさうよつて⁽⁴⁾一六五〇年十月三日の航海條令が一六五一年十月のそれに比すべき意義をもつものであるとすれば、クロムウェルは五年十月にはなおスコットランド轉戦中であつたのであるからクロムウェルと航海條令との關係はますます稀薄になるわけである。

1 W. Cunningham : op. cit. p. 210, n. 3.

2 M. P. Ashley : Financial and Commercial Policy under the Cromwellian Protectorate. (1934) p. 163.

3 J. W. Horrocks : A Short History of Mercantilism (1925). p. 57, M. Prestwich : Diplomacy and Trade in the Protectorate, (The Journal of Modern History, vol. XXII, No. 2. 1950) p. 118.

4 J. A. Williamson : The Beginnings of an Imperial Policy, 1649—1660. (The Cambridge History of the British Empire, vol. I. 1929) p. 215. ウィリアムソンによれば、一六五〇年法は直接的にはブルネクス、ネーデルラント、ヴァージニアなどの植民地の叛亂への處罰を目的とし、そのため史家によつて不當に輕視されてきたが、植民地に對する議會の支配權の原則を明確化したものであり、五一年法はその擴大にすぎない、とされる。五〇年法の重要性は實はすでにヘーアによつて強調されたところであつた(G. L. Beer: op. cit. vol. XVII, p. 60)。なおカミンガム(op. cit. pp. 210 et seq)やホロックス(op. cit. p. 57)は航海條令が十四世紀以來の傳統であつて、クロムウェル時代の創設によるものではない、ということを力説してゐる。

つぎに航海條令の評価にかんしては、シーリー、ランケ、ペーアなどがイギリス帝國主義のはじまりをそこに見出すといふ高い評價を與えたことはすでに述べたとおりである。重商主義の最初の批判者たるA・スミス(Adam

Smith)が「國防は富裕よりはるかに重大である」として、航海條令を「おそらくイギリスのすべての商業法規のうちもつとも賢明なもの」と認めたことはあまりにも有名であるが、しかしスミスは航海條令が「外國貿易およびそれから生ずる富裕にとつて不利である」と考えたのみでなく、イギリスの「偉大な海軍力は航海條令によるものではありえなかつた」ともいつているのである。このスミスの「誤れる判断」を批判し、航海條令が政治的にも經濟的にもきわめて有利であつたことを強調したのがF・リスト(Friedrich List)であるが、十七・八世紀の重商主義者のなかでも、P・W・バック(Philip W. Buck)のしめすところによれば、經濟的根據よりも政治的根據にもとずく航海條令賛成論が壓倒的に多く、最近ウイリアムスンもまた航海條令の目的が船舶および船員の増加にあつたことを強調して、通商への利害からその効果を判断することの過ちを主張している。しかしカニングム以後の史家の見解は、航海條令が規定どおりに遵守されなかつたこと、それがイギリス海運力の發展の重要な原因となりえなかつたこと、を指摘する點においてほぼ一致しているように思われる。むしろ航海條令にかんして問題となるべき點は、それが海運力の強化という目標から植民地支配という目標へ轉化してゆくこと、そのあらわれとして一六六〇年の航海條令にはじめて列舉商品制(enumerated articles)が導入されたこと、にあると考えられるが、これらの點にかんしては別の機会にゆずることとした。

1 A. Smith : The Wealth of Nations (1776) B. IV, Ch. II. Everyman's ed. vol. 1, p. 408.

2 ibid. B. IV. Ch. VII. vol. II, p. 94.

3 F. List : Das Nationale System der Politischen Oekonomie (1841) B. I, Kap. IV. Japanausgabe. S. 120—126.

4 P. W. Buck : The Politics of Mercantilism. (1942) p. 57. なゼットは、この書物の附録のなかに、航海條令への政治的賛成論、經濟的賛成論の諸文献をあげており、(ibid. pp. 202—203) R・ヨークらの反對意見もあげているが、反對論はきわめて少数である (ibid. p. 65. p. 70. n. 129)。

5 J. A. Williamson: op. cit. p. 217. なほ一六五一年の航海條令の前文にはその目的として、「わが國の船舶の増大と海運の獎勵のため」云々の語句あり (S. R. Gardiner: The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625—1660. 1889. 3rd ed. 1901. p. 468)。

6 W. Cunningham: op. cit. p. 213, p. 360. E. Lipson: The Economic History of England. (1931 5th ed. 1948) vol. III. pp. 138—140, J. W. Horrocks: op. cit. p. 58. G. Davies: The Early Stuarts, 1603—1660. (1937. rep. 1952) p. 219. W. R. Scott: The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720, (1912) vol. I. p. 251. 航海條令の効果を比較的高く評價してゐるのは J. A. Williamson: op. cit. pp. 165—166. なほ矢口孝次郎、「イギリスにおける舊植民地制」(「社會經濟史學」第十卷第六—七號、昭和十五年)、「第六號—九ページ以下参照。

7 cf. J. F. Rees: Mercantilism and the Colonies (The Cambridge History of the British Empire, 1929. vol. I) p. 567.

8 以上の問題にかんするモノグラムの一つは G. N. Clark: The Navigation Act of 1651 (History, VII)、「航海條令全般について」L. A. Harper: Navigation Laws. (1935) があるが、いずれも参照しえなかつた。

第二にオランダ戦争にかんするクロムウエルの態度については直接的な史料に乏しいが、航海條令がオランダを當面の目標としていた限り、航海條令に対するクロムウエルの態度から推測は可能であり、ブレストウィッチはクロムウエルも軍隊(陸軍)もこの戦争には反対であつたとみ、I. D. ジョーンズ (I. Deane Jones) もこの戦争はラムプ (Rump) 議会のはじめたものでクロムウエルは反対してゐたとしてゐる。⁽¹⁾ 史料としてあげうることは、一六五一年五月クロムウエルの腹心である O. 聖ジョン (Oliver St. John) を特使としてオランダとの合併が提案されオランダの拒否にあつたこと、⁽²⁾ 戦争末期にクロムウエルがふたたびプロテスタント同盟を提案し拒否されてゐること、⁽³⁾ 一六五三年十二月護國卿制 (Protectorate) が成立すると直ちに講和が進捗し、五四年四月成立してゐること、⁽⁴⁾ などがあげられるし、クロムウエルと親しかつた H. ピーター (Hugh Peter) らが積極的な反戦運動をおこなつてゐることや、それらの人々の請願に對してクロムウエルが、「私も戦争は好まないし、あなた方のキリスト教徒にふさわしい忠告

をよろこぶものである。全力をあげて平和の實現に努力しよう」と答えた⁽⁵⁾と傳えられていることなども考⁽⁵⁾えあわせることができよう。W. C. アボット (Wilbur Cortez Abbott) はきわめて慎重に、ガーディナーの、クロムウェルはオランダ戦争に反対であつたという説を肯定しながらもクロムウェルにもオランダへの反感があつたことを指摘して、クロムウェルの態度について斷定を避けているのであるが、しかもオランダ戦争を契機とし、ラムプ議會解散問題とからみあつて、國務會議 (Council of State) と議會の内部に對立が表面化し、クロムウェル派は大陸への橋頭堡確保を⁽⁷⁾目指してフランスに友好的であり、反クロムウェル派は通商問題を重視してオランダとフランスに敵對的であつたとしている。この場合、陸軍と海軍とのクロムウェルに對する態度の差も問題となるであろう。さらにプレストウイッチはクロムウェルのオランダとの講和はきわめて不徹底で、「クロムウェルがプロテスタント的幻想の故にイギリスの經濟的利益をどんなに無視したか」をしめすものであるとさ⁽⁹⁾え極言するのである。このようにオランダ戦争の問題にかんしてもランケル⁽¹⁰⁾ペーアの的なクロムウェル觀には徹底的な批判が加えられているのであり、史家の通説は、「クロムウェルのきわめてプロテスタント的な政策は、ここで商人層の欲求と對立した」というウィリアムスの言葉に要約されるであろう。

1 M. Prestwich : op. cit. p. 104, I. D. Jones : The English Revolution, 1603—1714, (1931) p. 86.

2 W. C. Abbott : Writings and Speeches of Oliver Cromwell, 4 vols. 1937—1947. vol. II, pp. 419—420.

3 G. L. Beer : op. cit. vol. XVI, pp. 600—601.

4 M. Prestwich : op. cit. pp. 104—105. ナビットマン (op. cit. pp. 222f) やシモンズ (op. cit. p. 241) は、このエジナル合併案が拒否されたため宗教的政策から經濟的政策へうつて戦争に入り、護國卿制成立によりふたたび宗教的政策へ戻つたといふのであるが、この政策轉化は政策決定の動機の問題ではなく、對立する二勢力の權力關係によるものと考えるべきであらう。後述參照。

- 5 W. C. Abbott : op. cit. vol. II, pp. 567—569.
- 6 *ibid.* vol. II, p. 551.
- 7 *ibid.* vol. II, pp. 568—569.
- 8 陸軍はクロムウェルの獨裁權の基礎であり、クロムウェルは極力その維持に努めた。これに對し海軍はクロムウェルに反感をもち、オランダ戦争に積極的であつた (cf. W. C. Abbott : op. cit. vol. II, p. 556, L. v. Ranke : op. cit. vol. III, p. 213)。
- 9 これはペーアの評價と正反對であるが、プレストウィッチの強調する点は、この條約でイギリスのアジアへの權益が無視され、形式的な航海條令承認とアムボyna (Amboyna) 事件の辨償が定められたのみであつた、⁽¹⁾ といふことである (M. Prestwich : op. cit. p. 105)。
- 10 J. A. Williamson : op. cit. vol. I, p. 238.

第三にスペイン戦争にかんしては、ランケやペーアもそれが當時きわめて不評であつたことを認めたのであるが、カニングムをはじめすべての史家はその點をとくに強調するのである。クロムウェルのスペイン領西印度攻撃はみじめな失敗に終つたのであるが、これに對する報復策としてスペインは一六五五年九月イギリスとの通商停止を宣言し、この措置はとくにロンドン商人の間に烈しい反對をひきおこし、一六五五年秋以降、戦争の即時終結、通商の復活を要望する請願が殺到するにいたつた。⁽¹⁾ かくてスペイン戦争は、一方に戦費のための政府財政の窮迫と、他方に國民、とくにロンドン市、の政府離反とをひきおこし、王政復古への路をひらくこととなる。⁽²⁾ バーンネット僧正 (Bishop Burnet) の表現に従えば、クロムウェルはこの戦争によつて「ロンドン市の心を失つた」⁽³⁾ であり、スペイン戦争はクロムウェル對外政策の「致命的な失敗」であつた。⁽⁴⁾

1 W. Cunningham : op. cit. p. 188, n. 1. M. James : Social Problems and Policy during the Puritan Revolution, 1640—1660. (1930) pp. 71—77, p. 166, M. P. Ashley : op. cit. p. 140, W. R. Scott : op. cit. vol. I, pp. 260—261, M. Prestwich : op. cit. p. 110.

- 2 cf. W. Cunningham : op. cit. p. 179. ショームスは一六五六年の政府轉覆の陰謀にロンドン商人が指導的役割を果したことを指摘して居る (M. James : op. cit. p. 72)。
- 3 Burnet : History of My Own Times, 2 vols (1723—1734) Everyman's ed. p. 26.
- 4 M. Prestwich : op. cit. p. 107.

以上のほかにプレストウィッチはバルチック政策についても、クロムウェルはそのプロテスタント的偏見の故にオランダの進出を押えなかつたという點を指摘しているが、⁽¹⁾その他の史家はより一般的な形でクロムウェルと商人層との不和を強調している。その一つのあらわれは特權的貿易会社に対するクロムウェルの態度である。内亂と共和制、護國卿制の時代が貿易会社の特權が無視され密貿易の横行した「自由貿易」の時代であつたことは一般に承認されてゐるところであるが、しかし形式的にはイーストランド会社 (Eastland Co.) を除いていずれの貿易会社もその特權を維持してきたのであり、⁽²⁾そのためクロムウェルも外國貿易にかんしては獨占企業の必要を認めていたという見解も生じてくるのであるが、⁽³⁾しかしカニングガム、プレストウィッチの指摘するように、オランダとの講和に際してクロムウェルが東印度貿易そのものさき讓渡しようとしてゐることや、⁽⁴⁾密貿易取締りの請願に冷淡であつたことなどを考えあわすと、クロムウェルに獨占的特權維持の積極的な關心があつたとは考えられない。貿易会社がその特權を維持してきたのは、むしろ政府に對するとくに財政的な壓迫によるものであろう。⁽⁵⁾

- 1 M. Prestwich : op. cit. pp. 113—114.
- 2 ただしモスコフ會社 (Moscov Co.) はツマーによつて追放され、王政復古後までその權利を恢復しえなかつた (E. Lipson : op. cit. vol. II, p. 331)。
- 3 トレヴェリアン・林健太郎譯、前掲書三四八ページ。M. P. Ashley : op. cit. p. 130. 大家久雄、「株式會社發生史論」(昭和十三年)下巻、三一四ページ。

³ W. Cunningham : op. cit. p. 261. n. 9, M. Prestwich : op. cit. p. 105.

⁴ W. R. Scott : op. cit. vol. II, p. 121.

⁵ この問題については、ロルは、⁽¹⁾書いている。「諸カムパニーは共和制のもとでは密貿易業者に對し、その特權を強制しえなかつたが、オリヴァー・クロムウエルの護國卿制のもとでは、一般的な右翼化傾向の一部として徐々に特權を再現してきた」(C. Hill & E. Dell (ed.) : The Good Old Cause, 1949. p. 425)。

さらにクロムウエルとロンドン市との對立もしばしば指摘されるところである。C・H・ファース(Charles Harding Firth)は、「護國卿制は中流階級と商工業者一般の支持をうけたが、ロンドン諸カムパニーの大商人はますます反感を強めてつた」とのべているが、⁽¹⁾ロンドン市を牙城とする長老派(Presbyterians)と軍隊を中心とする獨立派(Independents)との對立は、一六四七年三月の軍隊解散法以來、國王處刑、共和制の成立、指名議會(Nominated Parliament)の成立とますます激化し、クロムウエルの護國卿就任は政局安定をもたらしものとしてロンドン市に好意をもつて迎えられるけれども、基本的な對立は解消せず、スペイン戦争の戦費調達のため、一六五五年以後クロムウエルはロンドン市に再三借入れを要望したが拒否されつづけており、⁽²⁾王政復古へのイニシアティヴもロンドン市から生れたものであつた。⁽³⁾一六五六年のクロムウエルへの王位提案案はロンドン商人——中心は冒險商人組合会長C・P・ク(Christopher Packer)——より生じたものであるが、これは彼らのクロムウエル支持を意味するものではなく、護國卿制のより一そうな右翼化が狙われていたのであり、これに對する軍隊の反對がクロムウエルを窮地におとしめることとなる。⁽⁴⁾

1 C. H. Firth : London during the Civil War (History, XI.) (cit. M. P. Ashley : op. cit. p. 4. n. 1)

2 cf. M. P. Ashley : op. cit. p. 99, p. 105. なおマシユも次のように書いている。「J. ボヤ(John Pym)やそのほかの議員たちはロンドン市に信用されていたが、軍隊の指導者は主としてその宗教的見解の故に信頼されなかつた。ロンドン市政府にと

つて、クロムウェルは決して『好ましい人物』(persona grata)ではなかつた」(ibid. p. 98)。

3 「ロンドン市の長期議會支持がチャールズ一世に對する勝利を可能にしたのと同様に、彼らラムブ議會反對がチャールズ二世の復位を確實にした」(G. Davies: op. cit. p. 253)。

4 王位提供問題については、参り T. Carlyle: Cromwell's Letters and Speeches, vol. IV, pp. 240 et seq.

最後にクロムウェルおよびその政府の經濟問題への無關心をあらわすものとして、その時代の經濟界の不況があげられている。カニングガムはその點についてもランケ⁽¹⁾＝ペーア説を批判し、W・R・スノット(William Robert Scott)やM・ジェームズ(Margaret James)もカニングガムの見解を支持し、「チャールズ二世は憲政の救い主であると同時に經濟界の救い主として歓迎された」とのべている。アシュリはこれらの見解に疑いをもち、一六五九年の恐慌は「クロムウェル生前の經濟政策よりもむしろ、彼の死後の政局不安にもとづくもの」と主張するのであるが、プレス⁽³⁾トウィッチはこのアシュリ説を再批判してスコット＝ジェームズ説を承認している。⁽⁴⁾

1 W. Cunningham: op. cit. pp. 193—194.

2 W. R. Scott: op. cit. vol. 1, p. 260, M. James: op. cit. p. 77.

3 M. P. Ashley: op. cit. pp. 175—178.

4 M. Prestwich: op. cit. pp. 116—117. プレストウィッチが批判しているのは、アシュリが關稅收入額の増大のみを基礎として貿易の繁榮を主張している点であるが、さらにアシュリがランケ＝ペーア説に近い立場をとるT・ロジャース(Thorold Rogers)の史料を基礎としていることにも問題があると思われる。

かくてプレストウィッチの次のような結論はクロムウェル解釋の現在における通説といいうるであろう。「クロムウェルにはその對外政策の分析をゆがめるところのプロテスタント的偏見があつた。彼の第一の野心はスペイン帝國占領のためのスペインとの戦いであつた。彼は經濟や商業に關心を有せず、商人層の見解を無視して決斷を下

した。彼はますます明白となりつつあつた経済的對立にもかかわらず、オランダとの緊密な提携を望んだのである⁽¹⁾。

1 M. Prestwich : op. cit. p. 120.

四

しかし以上のような諸研究の成果はカーライルやシーリー説の復位を意味するものであろうか。たしかにクロムウエルの「プロテスタント的偏見」が強調される限りにおいて、それはシーリー説の復位であるといえよう。しかしクロムウエルの對外政策だけについても、これを宗教的動機だけから説明することは不可能であり、シーリーさえこのことを一部承認して、「クロムウエルはカメレオンのようなものでその態度や政策はたえず變化している⁽¹⁾」とべているのである。ここからたとえばホロックスの場合には一貫したクロムウエル解釋は放棄され、「彼の態度ややり方を決定したのは、重商主義的あるいは反重商主義的な理念であるよりもむしろ切迫した環境であつた」とされるのであり、このようにクロムウエルのオポチュニズムを強調する解釋は、對外政策だけでなくクロムウエルの性格、政策の全般にかんしてひろく支持され、とくにアボットによつて主張されている⁽³⁾。しかしクロムウエルをオポチュニストと規定するだけで問題は解決されるものではなく、むしろその背後にある社会的な勢力にまで分析はすめられなければならないであろう。

1 J. R. Seeley : op. cit. vol. II, p. 86.

2 J. W. Horrocks : op. cit. p. 57.

3 W. C. Abbott : op. cit. vol. I, pp. 463—464, pp. 492—493, pp. 720—721. ほかには E. Bernstein : Sozialismus und Demokratie in der grossen englischen Revolution, (1908) S. 86, D. W. Pelegorsky : Left-Wing Democracy in the English

しかしより重要な問題はクロムウエルの「プロテスタント的偏見」を、カーライルやシーリーのようにただちに反資本主義的とみてよいかどうかという點にある。その點にかんしてまず注目しなければならないことは、上述の研究史的展望をつうじて問題となつてゐるのが、クロムウエルとロンドンを中心とする商人層との關係であり、クロムウエルの對外政策が商人層の利害と一致してゐたか否かによつて、帝國主義者クロムウエルとビュリタン・クロムウエルとが争われていたということである。航海條令の制定を要求したのはアシュリの指摘に従えば冒險商人をのぞく東印度、レヴァント、イーストランド、グリーンランドなどの特權的貿易会社であり、⁽¹⁾スペイン戦争に對する反對はロンドン市から強硬であつた。しかもこの反對も戦争そのものよりも、戦争に便乗したオランダ勢力の進出を恐れることにもとずいていたのであり、⁽²⁾ベアがクロムウエル對外政策の基本線と規定したオランダとの對抗は、實はロンドン商人層のそれであつたのである。そして上述の諸研究からわれわれに明らかにされたものは、クロムウエルのそのような商人層との對立——反商人的性格——であつた。しかもイギリス革命全般をつうじて議會および國務會議における商人層の代表はきわめて少數でありその利害が無視されてゐること、⁽³⁾商人層は革命初期には議會を支持してはいたが、M・ド・ブ (Maurice Dobb) のいうように「議會派の極右翼」として政府や議會を索制し、後には明らかにこれと對立するにいたつたこと、を考へれば、この反商人的性格はクロムウエル個人のものではなく、彼によつて代表されるイギリス革命の中心勢力の、いわば本質的な性格であつたといふこともできるであらう。とすればクロムウエルの反商人的・宗教的性格は單なるアナクロニズムとして斥けることのできないものを含んでゐるように思われる。

1 M. P. Ashley : op. cit. pp. 159—163.

2 *ibid.*: pp. 143—144. なお R・ホークの非難もその點に向けられてゐる (cf. M. Prestwich : op. cit. p. III 及び前述三一—三二頁参照)。

3 *ibid.* pp. 5—8, M. Dobb : *Studies in the Development of Capitalism.* (1946) p. 169.

われわれはここでM・ウェーバー (Max Weber) がその「プロテスタントイザムの倫理と資本主義の精神」において再三にわたつてクロムウェルやその軍隊やその友人に言及していることを想起することができる。⁽¹⁾ ジェームズもまた、「働きとしての信仰 (an active faith) の教えは國內では聖化された産業主義となり、海外へは聖化された帝國主義を生みだした」とのべ、T・ゲージ (Thomas Gage) がクロムウェルのスペイン戦争を神の榮光のために讃えたことを引用しているのであるが、⁽²⁾ クロムウェルの演説、書翰集にあらわれているところの、「選ばれたもの」という確信、自らの世俗的な成功を神の榮光のあらわれに歸する信念、の強さこそ、ウェーバーによつて資本主義の精神との適合性を指摘されたところのプロテスタント的倫理に他ならないのである。その倫理は何よりもまず傳統的、賤民的、商人的資本主義に對して戦わなければならないものであつた。この觀點からすれば、クロムウェルにおける反商人的の宗教的性格はまさしくその反商人性、宗教性の故に資本主義的とよぶことができるであらう。もしそれを反資本主義的というなら、資本主義は反資本家的精神より生れるというウェーバーのパラドックスはクロムウェルにおいて妥當するといわなければならない。

1 梶山力譯、「プロテスタントイザムの倫理と資本主義の精神」(昭和十三年)、八三—八六ページ、その他、一二九、一四九、一六三、一八一—ページなど。

2 M. James : *op. cit.* pp. 22—24.

以上の點をイギリス重商主義とのかかわりにおいて問題とするなら、クロムウェルはマーカントリストであつたかという問題は、むしろ重商主義の性格規定の側から扱えられるべきであらう。そのためには對外政策のみでなくクロムウェルの經濟政策全般、および重商主義全般についての総合的な研究が必要であるが、ここであらかじめ一應の

見透しとして結論的にのべるならば、クロムウェルはウェーバーのいわゆる二つの重商主義——身分的獨占的重商主義 (ein ständisch-monopolistischer Merkantilismus) と國民的重商主義 (ein nationaler Merkantilismus) ——の接點にたつものといひうるであらう。イギリス革命は身分的獨占的重商主義をうちたおし國民的重商主義を生みだそうとするものであり、クロムウェルは後者の意味においてはすぐれてマーカントィリストであつたのである。二つの重商主義は十七世紀後半をつうじて對立をつづけており、W. J. アッシュリー (William J. Ashley) のいわゆる「トリー自由貿易論者」に前者の、名譽革命のイデオログ・J. ロック (John Locke) に後者の代表を見出すことができる。と考へられるが、その意味ではクロムウェルにみられる反商人的性格はロックにおける反商人的性格へつらなることができるであらう。

1 M. Weber: Wirtschaftsgeschichte (1923) S. 298—299.

2 リンズメンが「内亂 (the Civil War) は前期重商主義國家と後期のそれとの境界線を構成する」という場合 (E. Lipson: The Growth of English Society, 1949, p. 126, n. 1) のことが考へられているのであらう。彼はその「イギリス經濟史」第三版 (一九四三年) に新たに附された序文において、イギリス革命の意義をとくに強調し、「イギリス資本主義の發展における轉回点」とまでいつつゝる (E. Lipson: The Economic History of England, vol. II, p. cxxvi) のであるが、革命の意義をたんに「國家統制の弛緩」におつてのみ把え (ibid., p. cxxv) 後期重商主義を生みだす積極面をみていないことには問題があると思ふ。

3 W. J. Ashley: The Tory Origin of Free Trade Policy (Surveys, Historic and Economic, 1900, pp. 268 et seq) 張漢裕「トーマス・マンの貿易差額論とプリオニズム」(「經濟學論集」第十卷第七號) 同、「名譽革命前後におけるイギリス重商主義の本質」(「經濟學論集」第十一卷第七號) 参照。

4 ロックにおける反商人的性格については、拙稿、「ジョン・ロック經濟論の研究」(「商學討究」第二卷第三號、昭和二十七年) 参照。「附記」本稿においては、ガーティナーやファースの諸著作、マルクス、エンゲルスのイギリス革命觀、その他多くのクロムウェルの傳記などにふれることができず、研究的展望としてはきわめて不完全なものとなつた。基本的な問題点については誤つていないと信ずるが機會があれば補いたいと思ふ。